

◎新潟県告示第472号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から、同法第4条第1項の規定に基づく令和5年度定期種畜検査において、有効期限内に検査を行うことができない家畜の種畜証明書については、同法第6条第2項の規定に基づき有効期間を6箇月以内に限り延長する旨の通報があった。

令和5年4月21日

新潟県知事 花 角 英 世